

保護者各位

品川区子ども未来部保育課長 立木 征泰

令和2年5月以降の登園自粛における在園資格および保育料に関するお知らせ

日頃より、品川区の保育行政にご協力いただきありがとうございます。

現在、区では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、登園を自粛する児童については、保育料の日割り計算の実施および在園資格を保障しております。

このたび5月以降の対応が決まりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 在園資格について

登園自粛に伴う育児休業期間の延長等により職場復帰または就労開始しない場合については6月末日までは在園資格を保障します。

※ 7月中の復職および就労開始が必要となりますのでご注意ください。

2. 登園自粛する際の手続について

登園自粛される際は、保育実施停止申請書を以下の期日までに保育園にご提出ください。また、その際に自粛期間を保育園にお伝えください。申請は一月ごととなります。

5月分の申請 : 令和2年5月8日(金)まで

6月分の申請 : 令和2年6月5日(金)まで

※ 締切日以降に登園自粛を開始する場合は開始日の前日までにご提出ください。

※ 申請書は保育園で配布しておりますが、品川区のホームページからもダウンロード可能です。

3. 注意事項

登園日数に応じた保育料の日割り計算については、区より各ご家庭に登園自粛のご協力を依頼している期間内で、登園を自粛する場合に適用されます。そのため、6月末日まで在園資格は保障されますが、区から登園自粛のご協力を依頼する期間が終了した日以降については、保育園に登園しない場合でも保育料は発生します。保育料の日割り計算や登園自粛に関する詳細は、区のホームページをご確認ください。

今後の感染拡大の状況や国や東京都等の方針により、登園自粛に関する対応に変更がある場合は、区のホームページにてお知らせします。

【品川区ホームページ掲載場所】

「トップページ」 → 「子ども・教育」 → 「保育園・幼稚園」 → 「保育園」
→ 「区内保育所等における新型コロナウイルス感染症の対応について」

問合せ先

【在園資格および保育料に関すること】

保育課入園相談担当 03-5742-6725

【区立保育園の登園自粛に関すること】

保育課施設・運営係 03-5742-6724

【私立保育園の登園自粛に関すること】

保育支援課私立支援担当 03-5742-6723